

相続財産管理人制度を活用した空き家解消について

1 所有者不存在の空き家についての現状

横手市で把握している所有者不存在の空き家数	16件
相続財産管理人選任の申立てを行った件数	3件
所有者不存在であり老朽化した空き家の数	3件
(うち1件は相続財産管理人選任の申立てを見送っている)	

2 現在の取組について

相続財産管理人選任の申立てを行った案件は、すべて老朽化した家屋であり、選任された管理人が空き家の除却を含めて財産処分を進めていました。

これまでの課題として

- ・ 予納金に解体費用が含まれるため高額になる（概ね500万円程度）
- ・ 土地が売却出来ない事により、財産処分が進まない
- ・ 老朽化していない空き家については対応していない

3 新たな取組について

上記の課題の解決策の一つとして、老朽化していない利活用が可能と見込まれる所有者不存在の空き家についても、相続財産管理人選任の申立てを行うことができないか検討しています。

- ・ 事前に宅建事業者等より空き家の需要についての調査聞き取りを行い購入希望者を募る
- ・ 相続財産管理人選任の申立てを行う際に売却できる見込みがある旨を申し添える

※この取組を行うメリット

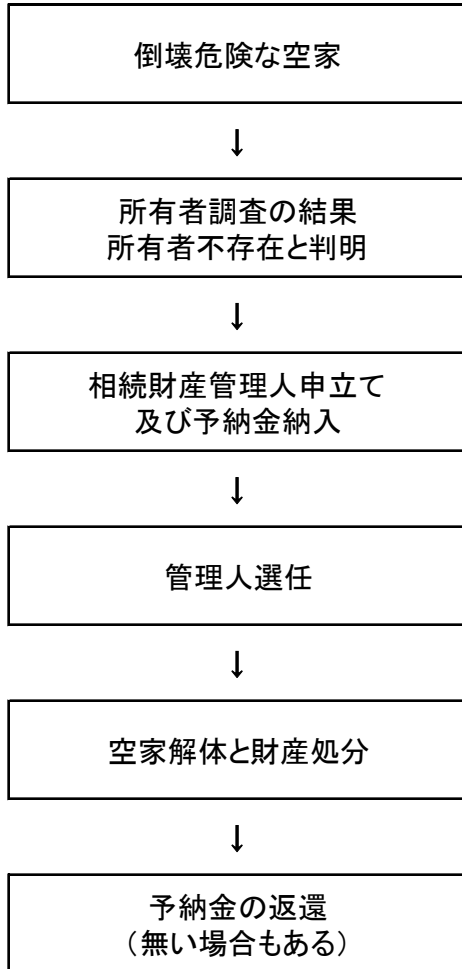
- ・ 所有者不存在の空き家が老朽化するのを未然に防ぐ事が出来る
- ・ 財産処分の方向性を示すことができるので予納金が少額になる可能性がある
- ・ 新たな所有者が現れることにより固定資産税を賦課徴収することが出来る

4 検討するべき点

- ・ 購入希望者を広く募集する事について
- ・ 申立てを行う際の利害関係人の立場
- ・ 購入希望者への売却の確実性

などの他、取り組みについてのご意見をお願いします。

※現状の取組み



※新たな取組み

